

委員会設置規程

(設置)

第 1 条 会長は、一般社団法人 山口県子ども会連合会（以下「県子連」という）の事業について調査研究等を行うため、必要に応じ委員会を置くことができる。

(組織)

第 2 条 委員会は、学識経験のある者及び組織関係者のうちから会長が委嘱した委員をもって組織する。

- 2 委員会に委員長をおく。
- 3 委員長は、委員の互選によりこれを定める。
- 4 委員長は、会務を統理する。
- 5 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(招集)

第 3 条 委員会は、委員長がこれを招集する。

(庶務)

第 4 条 委員会の庶務は、事務局において処理する。

(雑則)

第 5 条 委員会及び委員は、当該事項に関する調査等が終了したときは廃止又は解任されるものとする。

- 2 この規程に定めるもののほか、委員会の設置に当たり必要事項はその都度会長が別に定める。

(附 則) この規程は昭和 61 年 7 月 8 日から実施する。

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から実施する。